

## 神奈川県在宅医療推進協議会 リハビリテーション部会設置要綱（案）（新旧対照表）

新	旧
<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> この要綱は、神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会の設置等に関して、必要な事項を定めるとする。</p>	<p>(追加)</p>
<p>(目的)</p> <p><u>第2条</u> 子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができ、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるよう、連携方策や支援体制の整備について、必要な事項を協議するため、<u>神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会</u>（以下「リハビリテーション部会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> 子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができ、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるよう、連携方策や支援体制の整備について、必要な事項を協議するため、<u>神奈川県リハビリテーション協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p><u>第3条</u> <u>リハビリテーション部会</u>は、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p><u>第2条</u> <u>協議会</u>は、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1) リハビリテーションに係る課題の調査・検討に関すること。</p> <p>(2) リハビリテーション連携推進のための指針の作成・改定に関すること。</p> <p>(3) リハビリテーション支援体制の整備に関すること。</p> <p>(4) その他リハビリテーションの推進について必要な事項に関すること。</p>
<p>(構成)</p> <p><u>第4条</u> <u>リハビリテーション部会</u>の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(構成)</p> <p><u>第3条</u> <u>協議会</u>の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。</p> <p>2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p>
<p>(会長等)</p> <p><u>第5条</u> <u>リハビリテーション部会</u>に会長及び副会長をおく。</p> <p>2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。</p> <p>3 会長は<u>リハビリテーション部会</u>を代表し、会議の座長となる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(会長等)</p> <p><u>第4条</u> <u>協議会</u>に会長及び副会長をおく。</p> <p>2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。</p> <p>3 会長は<u>協議会</u>を代表し、会議の座長となる。</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代理する。</p>

<p>(会 議)</p> <p><u>第 6 条</u> <u>リハビリテーション部会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が必要と認めるときは、<u>リハビリテーション部会</u>に構成員以外の者を出席させることができる。</p>	<p>(会 議)</p> <p><u>第 5 条</u> <u>協議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が必要と認めるときは、<u>協議会</u>に構成員以外の者を出席させることができる。</p>
<p>(下部組織)</p> <p><u>第 7 条</u> 特定の事項を協議するため、必要に応じ<u>リハビリテーション部会</u>に<u>下部組織</u>を設けることができる。</p>	<p>(部会)</p> <p><u>第 6 条</u> 特定の事項を協議するため、必要に応じ<u>協議会</u>に<u>部会</u>を設けることができる。</p>
<p>(庶 務)</p> <p><u>第 8 条</u> <u>リハビリテーション部会</u>の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する</p>	<p>(庶 務)</p> <p><u>第 7 条</u> <u>協議会</u>の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。</p>
<p>(その他)</p> <p><u>第 9 条</u> この要綱に定めるもののほか、<u>リハビリテーション部会</u>の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第 8 条</u> この要綱に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年 3 月 14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年10月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年12月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年10月16日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年 3 月 14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年10月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年12月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年10月16日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>